

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
が
休
み
の
日
に
あ
ら
ま
し
)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(農村整備課)
- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

一 是場整備事業のうち土地利用秩序形成は場整備事業に係る各年度の分担金の額を次のとおりとすることとした。

1 振興山村、過疎地域又は
知事が特に必要と認める地
域において行う事業

工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額

2 1以外の事業

工事費の百分の二十七に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第三十八号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する

規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表第四号の項イ中「一般は場整備事業」の下に「及び土地利用秩序形成は場整備事業」を加える。

別表第一の備考1中「過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第二条第一項」を「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百四十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

指定番号	種別	題名	区	書	号	発行記号等	類	表示された発行人所名
------	----	----	---	---	---	-------	---	------------

4126	雑誌その他の刊行物	亜・熱・帯					雑誌01428E	エヌケイケー出版
4127	"	ゾラゾラ天使					ISBN 4-06-204646-38	エヌケイケー出版
4128	"	蜜の味					ISBN 4-06-204646-40	エヌケイケー出版
4129	"	セックスマシーン					ISBN -06-25321-BW10	ア・フ・ワーク
4130	"	誘惑の花					雑誌AW-17	ADWORK
4131	"	ザ・メン・ペーテ					307A-05	Do企画
4132	"	少女 fan					SL-9	Do企画
4133	"	DESIRE-X					ME-9	Do企画
4134	"	FREAK					ST-8	Do企画
4135	"	LEMON プレス					MK-8	Do企画
4136	"	ザ・ナインスマガジン					雑誌コーF14009-3	株式会社司書房
4137	"	オレソシ通信 3月増刊 アダルベトオ10年史					雑誌02190-8/15	東京三世社
4138	"	アップル通信 4月号					雑誌01559-4	三和出版株式会社
4139	"	オレソシ通信 4月号					雑誌コーF021189-4	株式会社東京三世社
4140	"	ザ・ヒットMAGAZINE 4月号					雑誌14135-4	三和出版株式会社

4141	〃	CITY PRESS 4月号	雑誌 0433 9-4	株式会社東京三社
4142	〃	アクシヨソカメラ 8月号	雑誌コー P014 55-8	フニマガジン社
4143	〃	オレソソ写真 8月号	なし	三共図書出版社
4144	〃	GAL情報 8月号	なし	三共図書出版社
4145	〃	過激通信 8月号	雑誌コー P134 51-8	三共図書
4146	〃	極上写真 8月号	なし	三共図書出版社
4147	〃	THEボツキー通信 8月号	なし	三共図書出版社
4148	〃	チラベツびん 8月号	雑誌 0644 1-08	メデアアックス
4149	〃	HARDギヤル 8月号	なし	三共図書出版社
4150	〃	ピンクマニア 8月号	なし	三共図書出版社
4151	〃	ベストビデオ 8月号	雑誌 1797 9-8	三和出版株式会社
4152	〃	ルソソソ写真 8月号	なし	三共図書出版社

鳥取県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業殿地区区画整理）を平成三年七月十日認可

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字和奈見字下モ州平五六七の七・大字八日市字上ミ州五七六の一・五七六の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字八葉寺字東岩落八〇〇・八〇四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川佐治川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三年七月十六日

三 廃川敷地等の位置

八頭郡佐治村大字加茂字用詰一四七番二地先から同大字字イヤノ谷ジングウ三一四番二地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）三一六二・八五平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならぬ。

鳥取県告示第五百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成三年七月五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示

する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成三年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市福庭二六四―一 有限会社ニューハウジ ング 代表取締役 倉本昌訓	道路の位置の指定場所 倉吉市大谷字イザ原八七 八―四四、八七八―六四、 八七八―七一、八七八― 七三及び八七八―七四	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・〇〇〇六・二〇 メートル 延長 四六・九〇メートル
--	--	---

鳥取県告示第五百四十六号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条
第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更し
た旨の届出があったので、告示する。

平成三年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の 住所及び名称 鳥取市湖山町西二 丁目四一三 社団法人鳥取県猟 友会	変更事項 売りさば き場所	変更前 鳥取市湖山町 東五丁目五一 二	変更後 鳥取市湖山町 西二丁目四一 三	変更年月日 平成三年四 月一日
---	---------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

平成三年第十六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 西 尾 義 男

- 一 日時 平成三年七月十九日（金）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 議題 羽合町長選挙に係る争訟について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年七月十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成三年七月二十三日(火)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年七月十六日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フアジー7	太陽電子株式会社
〃	ジャンブルロンダEX	株式会社ニューギン